

岐阜県公報

令和元年十二月二十七日（金曜日）

目 次

規 則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する等の規則

告 示

(教育管理課) 四六〇

道路の区域変更
道路の供用開始

(同) 四六一

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令
公共測量の実施
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(用 地 課) 四六三
(都市政策課) 四六三

規 則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岐阜県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表中九の項を十の項とし、三の項から八の項までを一項ずつ繰り下げ、二の項の次に次の一項を加える。

岐阜県知事 古 田 筆

岐阜県規則第八十七号

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県規則第三十六号

第一條第一項

三 岐阜県福祉・農業会館管理規則（昭和五十五年岐阜県規則第三十六号）

附 則

この規則は、令和二年一月六日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する等の規則をこのに公布する。

令和元年十一月二十七日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第三号

岐阜県教育職員免許法施行規則及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する等の規則

(岐阜県教育職員免許法施行規則の一部改正)

第一条 岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項第一号中「その他市教育委員会」の下に「の事務局（岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第三号）第一条各号に掲げる教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務を分掌する内部部局を含む。）」を加え、

第十五条の四第一項第一号及び第十五条の五第一項第一号において同じ。」を加え、同項第一号中「その他市町村教育委員会」の下に「の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより市町村長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。第十五条の四第一項第二号及び第十五条の五第一項第一号において同じ。」を加える。

第十五条の四第一項第一号中「県教育委員会」の下に「の事務局」を加え、同項第一号中「その他市町村教育委員会」の下に「の事務局」を加える。

第十五条の五第一項第一号中「県教育委員会」の下に「の事務局」を加え、同項第一号中「その他市町村教育委員会」の下に「の事務局」を加える。

(岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第一条 岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「知事の補助職員」という。）」を削る。

第二条中「次の表の知事の補助職員の欄に掲げる職員に、同表委任事項の欄」を「環境生活部長に、次」に、「知事の補助職員に」を「環境生活部長に」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

一 コネスコ活動に関する」と。

二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び社会教育法施行令（昭和二十一年政令第二百八十号）の規定により教育委員会が行う事務（同法第十条に規定する社会教育関係団体であつて学校教育に密接に関連するものに関するこじを除く。）

三 図書館法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により教育委員会が行う事務

四 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）及び博物館法施行規則（昭和三十一年文部省令第二十四号）の規定により教育委員会が行う事務

五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定により教育委員会が行う事務

六 岐阜県視聴覚教具及び教材の貸与等に関する規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第五号）の規定により教育委員会が行う事務

第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号を削り、同条第二項中「第十号」を「第九号」に、「第十一号」を「第十号」に改める。

(岐阜県図書館管理規則等の廃止)

第三条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 岐阜県図書館管理規則（昭和三十七年岐阜県教育委員会規則第六号）
- 二 岐阜県博物館管理規則（昭和五十一年岐阜県教育委員会規則第十一号）
- 三 岐阜県高山陣屋管理規則（昭和五十五年岐阜県教育委員会規則第九号）
- 四 岐阜県美術館管理規則（昭和五十七年岐阜県教育委員会規則第十五号）
- 五 岐阜県立学校以外の教育機関の名誉館長等に関する規則（平成四年岐阜県教育委員会規則第七号）

六 岐阜県現代陶芸美術館管理規則（平成十四年岐阜県教育委員会規則第九号）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年一月一日から施行する。

(教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部改正)

2 教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「第九号」を「第八号」に、「第十一号及び第十二号」を「及び第十号」に、「第十一号」を「第十号」に改める。

告 示

岐阜県告示第四百三号

次の医療機関を救急診療所として令和元年十一月一日認定したので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により告示する。

令和元年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名所 在地 有効期限

山中ジエネラルクリニック 安八郡安八町森部一八七〇番地一 令和四・一一・三〇

岐阜県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和元年十一月二十七日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

岐阜県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月二十七日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		類の道路種路	
清高 見山 線		路線名	
		区	間
井山 市同 一六六〇番九 地先ま で	同 市同 町同 字中	高山市清見町巣野俣字サ ンシヨノ木一六五八番七 地先から	別前変後 区域
後	前	員數地の幅 (メートル) 延長	別前変後 区域
一四・九 四六・九	一四・九 四六・六	一(メートル) 備考	員數地の幅 (メートル) 延長
	一三〇・五		

県道		類の道路種路	
川美 辺濃 線		路線名	
まで 同同 一五九〇番一地 先字		区	間
後	前	前	別前変後 区域
九・四 三・一	三・六 二・八	ル(メートル) 三・〇	員數地の幅 (メートル) 延長
	三・〇	ル(メートル) 三・〇	備考

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月二十七日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	類の道種路
片宮 山地線	路線名
五 五 六 番 地 先 地 内 揖斐郡池田町小寺字堂向	区間
後	前
二・九 一・六 九	二・九 一・七 四
四・三	四・三
	備考

岐阜県告示第四百七号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和元年十一月二十七日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	類の道種路
清高 見山 線	路線名
同 九 市 同 七 一 番 町 同 一 地 先 字 同 ま で 下 字 下 ノ	区間
後	前
一・八 一・七 一・三	四・七 三・八
	一〇九・四
	備考

岐阜県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月二十七日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

国一般 号百五十八	類の道種路
高 山 市 山 田 町 一 三 〇 〇 番 一 地	路線名
先 か ら 同 市 下 林 町 一 一 四 四 番 三 地	区間
分・〇	延 ル(メート 長
元・令 和 二 〇 一 七	供用開始 の期日
平成 二 〇 一 六	備 ほ示変決 か年更定区 域の又区域 月の日告はの考

岐阜県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月二十七日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

類の道種路
路線名
区間
岐阜県知事 古 田 肇
ほ示変決 か年更定区 域の又区域 月の日告はの考

県道 美岐 山阜 線	○岐阜市大字早田字北堤外一九 ○一番一八地先から 同市大字則武字清水一八四 一番一五地先まで
四・七・〇	四・七・〇
元・令和 二・二七	元・令和 二・二七
平成 二・三〇	平成 二・三〇

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十一月一十七日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令
 岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）
 の一部を次のように改正する。

第二十条中「第十号」を「第九号」に、「第十一号」を「第十号」に改める。
 附 則

この訓令は、令和二年一月一日から施行する。

第一項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月一十七日

岐阜県知事 古 田 筆

公 示

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

岐阜県知事 古 田 筆

筆

- 一 調査を行った者の名称
高山市
- 二 調査を行った地域
高山市上宝町藏柱の一部（藏柱下）
- 三 調査を行った期間
平成二十四年度から平成二十八年度まで
- 四 地図及び簿冊の名称

高山市（上宝町蔵柱の一部）の地籍図
高山市（上宝町蔵柱の一部）の地籍簿

五 認証年月日
令和元年十一月一（十七日）

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年十一月一（十七日）

岐阜県知事 古 田 筆

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

瑞浪市蓋戸町の一部（蓋戸、9）

三 調査を行った期間

平成二十五年度から平成二十九年度まで

四 地図及び簿冊の名称

瑞浪市（蓋戸町の一部）の地籍図
瑞浪市（蓋戸町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和元年十一月一（十七日）

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年十一月一（十七日）

岐阜県知事 古 田 筆

一 調査を行つた者の名称

令和元年十一月一（十七日）発行

発行者

岐阜市藪田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三一岐阜文芸社

飛驒市

二 調査を行つた地域

飛驒市河合町角川の一部（角川）

三 調査を行つた期間

平成二十四年度から平成三十年度まで

四 地図及び簿冊の名称

飛驒市（河合町角川の一部）の地籍図
飛驒市（河合町角川の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和元年十一月一（十七日）

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年十一月一（十七日）

岐阜県知事 古 田 筆

一 調査を行つた者の名称

飛驒市

二 調査を行つた地域

飛驒市宮川町落合の一部（大無雁・落合）

三 調査を行つた期間

平成二十八年度から平成三十年度まで

四 地図及び簿冊の名称

飛驒市（宮川町落合の一部）の地籍図
飛驒市（宮川町落合の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和元年十一月一（十七日）